

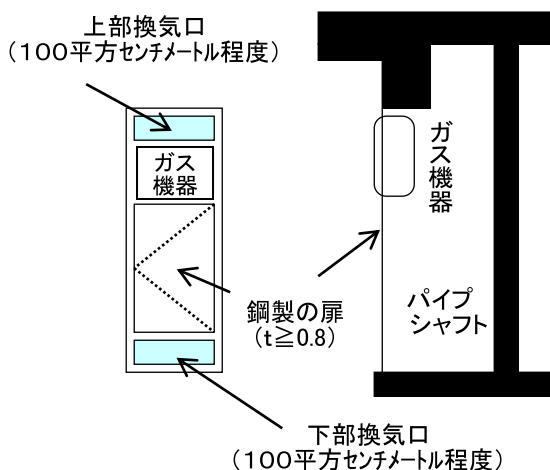
様式第7(2)(要領第5.1関係)

### パイプシャフト等の換気口について(火災予防条例第3条第1項第20号)

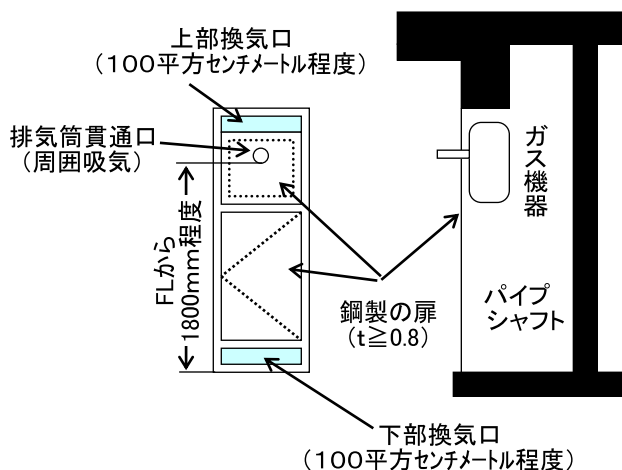
パイプシャフト等に気体燃料を使用する設備を設置する場合は、とびらの上下に100平方センチメートル程度の換気口を設けてください。なお、パイプシャフト内に電気設備(電線、電気開閉器、過電流遮断器、コンセント、水道用隔測メーター等)を設置する場合には、パイプシャフトの正面の面積の5%以上かつ最低500平方センチメートル以上の換気口を設けてください。ただし、当該電気設備が電気設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年通商産業省令第61号)第69条の基準に適合している場合は、この限りではありません。

※ パイプシャフト等とは、パイプシャフト、ピット、その他漏れた燃料が滞留するおそれのある場所をいう。

#### 標準設置型



#### 扉内設置型



#### PS設置型

